

持続可能な調達ワーキンググループ（第24回）  
議事録

※議事録では「ワーキンググループ」を「WG」と記載しております。

日 時：平成30年7月30日 13:30～16:00

会 場：組織委員会虎ノ門オフィス 会議室

## 1. 本日の議事その他について

事務局：本日の議事については次第のとおり。木材の調達基準について検討する2回目となる。本日は、熱帯地域における持続可能な森林管理、違法伐採対策や合法性証明の仕組み、森林認証制度に関するヒアリングの回としたい。5つの団体からご説明していただく予定。なお、オブザーバーとして、林野庁木材利用課の玉置課長にご参加いただいていたところだが、この度人事異動で長野麻子課長に交替されていることをご報告する。

## 2. 木材の調達基準の検討について

事務局：本日はヒアリングのため5団体にお越しいただいた。地球環境戦略研究機関(IGES) 自然資源・生態系サービス領域の鮫島さんにインドネシアやマレーシアにおける持続可能な森林管理に向けた取組の状況についてご説明いただく。その次に、林野庁の海外での違法伐採対策に係る委託調査を実施した2団体からそれぞれご説明いただく。まず、日本森林技術協会国際協力グループの中村さんにインドネシアの木材合法証明システムについてご説明いただく。その次に、全国木材検査・研究協会の佐々木さんにマレーシアの木材合法証明システムについてご説明をお願いしている。その後、森林認証制度のPEFCから堀尾さん、FSCから岩瀬さんにご説明をお願いします。

鮫島氏より資料2-1に沿って説明

中村氏より資料2-2に沿って説明

佐々木氏より資料2-3に沿って説明

堀尾氏より資料2-4-1及び2-4-2に沿って説明

岩瀬氏より資料2-5に沿って説明

秋月：これまでの説明に関して、ご質問・ご意見があればお願いします。

天野：マレーシアのことについてお聴きしたい。佐々木さんからご説明いただいた資料の「14. 合法性を確保するための主なツール」というところで、サラワクが EU から認められなかった理由は第三者監査団体が信頼できないからというニュアンスの話をされたと思うが、その1点だけを EU は問題にしていると理解してよいのか。

佐々木：サラワクの問題については、実は、マレーシアの関係者になぜサラワクだけ FLEGT ライセンスの発行が認められていないのかと質問しても、なかなか明確な答えを出してくれないというのが現状。クアラルンプールの木材産業庁でも、サバの森林局でも、政府機関の中心人物に聴いているが、「彼らの努力にはリスペクトしなければならない」という彼ら流の返答が返ってくる。同胞として、欠点を、しかも私たち日本人は EU との VPA に関係していないので部外者に話すわけにはいかないというポジションなのだと思う。ただ、3つのスキームを並べてみると要件が決定的に満たされていない部分ということに関して、サラワクは、山林の配分に関する項目、それと、第三者監査については EU が承認するようなコンサルタントで実施しなければならないという点で、6番目のスライドにあったのだが、EU とパートナー国が協議して独立監査機関を決めましょうということになっているが、その部分がまだできあがっていなかったり、整理ができていなかったり、ということがある。それで、実際 EU にはサラワクの木材は入れないようだ。そのような方針で EU はきているし、半島部とサバ州の木材合板業者には、サラワクの材は混ぜてくれるなという注文がついている。実際に、それを防止する条項が半島部とサバの木材合法性保証システムの中に入っている。資料では4枚目にシステムの基準と標準という表が載っているが、その中の12-2の一番下の方にサバ州と半島部で「サラワク州産木材の取り扱い」という項目がある。これは、サラワクから材を入れてもいいけれども分別して管理してください、外へ出さないでください、特に EU に入れないでくださいという管理項目が入っている。ということで、これもやはり肝心な部分で EU が納得していないということの現れなのだろうと私は解釈している。

天野：マレーシアから EU への木材輸出の実績はどれくらいか。

佐々木：数字はすぐ出てこないが、EU 向けに輸出はしている。量ということで言うと日本と比べればかなり少ない。手許の報告書で数字を確認して、後ほど、お答えする。

肥後：PEFC と FSC に質問がある。PEFC の方は、10番目のところに、クレーム処理の説明があったが、先日の WG で指摘のあった件については苦情の申し立ては来ていないとのことだが、他の案件について苦情処理の実績はあるのか。

堀尾：どこの国のというのでないと、私たちとしては把握していない。

肥後：窓口は作っているが、根拠をしっかりと準備して苦情を申し立てするというのは出しにくいのではないかと素人的に思っているが、他ではちゃんと苦情が来ているというこ

とであれば、苦情処理の機能がちゃんと働いていると考えられるのではと思ってお聴きました。

堀尾：どこでどういう内容というのは今具体的には覚えていないが、苦情は出ている。認証機関の方に何かおかしいのではないかとというものが出されて、認証機関が検証したという例は聞いている。

肥後：ということであれば、機能していると受け止めたい。FSCの方で、答えにくいかもしれないが、この前もグリーンピースについて質問したのだが、先ほど岩瀬さんからご説明があったように森林政策の変更によってという書き方がしてあるが、もう少しわかりやすく補足していただければと思う。

岩瀬：補足というか、世界の森林保全をどういう手法でやっていくのか、そこの考え方の違いがある。大きい流れとして、完全に保全していくためには国の法律も整備しなければならぬだろうし、当然それも世界的に広がっていくものだから条約みたいなものが必要だ。20年以上前だが、リオの地球環境サミットのとき、森林条約ができなかったというのがあって、リオの森林原則声明だけはちゃんとやっけていこうという中で、ボランティアなシステム、民間のシステムとしてFSCが立ち上がっていったという経緯がある。そういう中で20年やってきて、先進国では森林認証は広がっていったが、信頼できる森林管理っていうのが本来ターゲットにしたい熱帯雨林地域で本当にやりきれたのかという反省はあったのではないかと。例えば、94年ルールというのがひとつハードルであるといったが、FSCの総会の動議の中では、94年ルールを見直す必要があるのではないかとという動議が出された。結局94年ルールが足かせになってFSCが広がらないのでは意味がないという議論があった。これはグリーンピースも発議者として名前を連ねていた。グリーンピースだから絶対守らなければならないというのではなくて、森林管理を進めていく中でそういった苦渋の選択をどうするのかといったことを考えながらやっていたが、やはりそれではパフォーマンスが上がらないということもあって分かれていった。ただ、当然インドネシア、カナダ、オーストラリアといったところの森林管理、個々の国の森林管理を考えたときに、この国はFSCによる森林管理を進めていくのがベターだろうということでその国のグリーンピースはFSCのメンバーとして残る選択をする。ただ、インターナショナルで考えたとき、ガバナンスの低い地域については、もう少し違うアプローチで進めていかないといけないのではないかとというのがどうもあったようだ。それもあって、森林管理というアプローチから考えたら、グリーンピースはFSCがベスト選択と現在も考えているし、FSCの活動の中でも個々のプロジェクトがあるが、そのステークホルダーとしては常にグリーンピースは残っている。総会での議決権を有するメンバーとしてはかかわらないという選択されたということだと考えている。

肥後：ベストという選択はなかなかなくて、よりよいものにしていきたいというところは共通していても、その国の事情だとか、どこまでできるかだとか、広げる方を優先する

のか、きつくしてそこをクリアしたものという形にするのか。正に悩むところであってどこにも線はきちんと引けない。だからこそ、何種類かのパターンができてくるのだろう、と思っていたので、今日もインドネシア・マレーシアの話を聴いて、その国なりに一所懸命やっておられるし、(認証) 機関もそれなりの努力をされているということがよくわかった。だけれども、ベストにはなかなかいかない、その中でこれを迷いながらやっているということがよくわかったので、そういう意味では、こういうことをずっと続けていくべきなのだろうと思った。私の事業者の全国団体の立場からすると、コストと効果ということはどうしても会員企業の方たちのことを考えるとそこが頭に浮かぶので、こうあるべきということと、このくらいまでは頑張ってもらいたいということのコストと効果の関係というものを考えていただければありがたいという感想を持った。

富田：まず、鮫島さんに質問させていただきたい。6 ページにある「インドネシア・マレーシアにおける合板の原料の供給源」これは非常にわかりやすいなと思った。②の「プランテーション (オイルパーム農園や人工林) 造成のために皆伐された天然木」、これは持続可能性という観点では問題なのだろうが、こういうものが、認証木材に混入していくリスクみたいなものはありえないのだろうか。

鮫島：実際に日本に入っているかは別として、一般的に PEFC はコントロールウッドという制度がないので、FSC と違って、PEFC の認証林以外から出しているものについては、第三者認証ではなく買っている事業者自身がデュー・ディリジェンスをやって、問題がないと言えば使えるので、土地利用転換に伴う皆伐由来の木材を使うことも可能だと理解している。ただし、実際には、サラワクからこのオリンピックのために輸入している 70%ミックス PEFC 材に関しては、事業者は他の択伐コンセッションからの木材を買って混ぜている、つまり土地利用転換に伴う皆伐材は入っていないと言っている。インドネシアから輸入している木材については森林認証材ではなく、SVLK 認証であるが、SVLK 認証は単なる合法性証明なので、土地利用転換に伴う皆伐由来の木材も認められる。ただし、違法な皆伐から伐ったものはだめなので、政府の許可、ちゃんとライセンスのとれたプランテーションからの木材ではある。

富田：次に、佐々木さんに質問したい。サラワクのところは、区域割がグレーで問題という話があったが、そういう状況で、第三者監査機関がどうこうということは別にして、場所自体が不明確ということで、合法性ということを主張できるのだろうか。

中川 (PEFC)：先に PEFC の管理材について答えさせていただきたい。管理材の話だが、PEFC も FSC と同じようにコントロールウッド、管理材という制度もあり、問 6 で書いたような要件を満たして DDS をしたものでなければ管理材と認めない。PEFC 管理材として流通させるためには、DDS をやってローリスクでなければ流通させられないということになっている。

事務局：だから、他の植生への転換によるものは入らないということではいいか。

中川：一次林のプランテーション（人工林）への転換を含む森林の他の植生への転換によるものは、認められないシステムとなっている。

鮫島：管理材のコンセッションに対しての認証制度はないという理解でよいか。

中川：特定の国や地域を管理材として認めるという制度はないが、それぞれの COC 認証を取得した事業者が管理材として出すときには、管理材としての要求に基づき DDS をやってチェックして管理材として出すことができる。それ以外は管理材として出すことができない。

鮫島：FSC の管理木材というのは、管理木材を出せる認証を受けているコンセッションで生産される木材で、だからそこは FSC の言っている管理木材と PEFC の言っている管理材は違って、FSC の場合は、住んでいる人がこのコンセッションから出ている木は FSC の管理木材として使われているとわかるが、PEFC の場合は、そういうのはないので、住んでいる人たちが、ここから生産された木材が PEFC の管理材として使われたかわからないと考えていた。

中川：FSC の方のご説明は、区域、あるいは、国を単位としてコントロールウッドを決めるか、そうじゃないときには個々のそれぞれの事業者が、その森林について管理材として認める、ように聞いたが、PEFC としては個々の森林について個々の先住民に関する審査も含め、DDS を実施し、適合したものを管理材としている。あらかじめ、管理材を産出する区域を決めてやっているというものではない。

事務局：FSC の管理材の説明もしてもらった方がよいと思う。

岩瀬：FSC では、コンセッションとして管理木材を供給できる形を CW-FM 認証としてやる場合もある。一方で、事業者側で行う方法として、事業者というのは下流側の事業者、製造側の事業者が、これを管理木材として認めるか、認めないかというアセスメントをやっている。ただ、その際に、先ほど申し上げた国別のリスクアセスメントみたいなのがまず大前提にあるが、ない場合は事業者が自らやる。その場合は、基本的には PEFC さんに似た形の管理木材ということにはなる。ただ、問題は、DDS やっているから OK かということかどうか。DDS のアセスメントの中に自己宣言が入り込んで DDS ですよとなってもこれはちょっと信頼に足るアセスメントと言えるかどうか。さっきも書いたとおり、リスクアセスメントをどうやるのか、どのくらいコストをかけてやるのが問題。信頼に足るものにするためにためには、大変コストがかかる。FSC はそれを認証取得者がお金を払ってやっているということである。そのシステムを皆さんがお使いになる。FSC としてはそのシステムの堅牢性をどう保つかを、先ほど話したような方策でやっている。

秋月：それでは、富田さんからご質問があったサラワクの件について、佐々木さんにお願ひする。

佐々木：合法かどうかの話になると、合法だ。正確に言えば、法整備が EU の基準に合うところまで到達していない。現在、伐採権を持っている人は、ちゃんとしたそれなりの

行政プロセスを経て許認可を得てライセンスを持っているが、そのプロセスがどうなのかといったときに、その透明性が欠けている。例えばサバ州では、90年代に ITTO の勧告を受けて、一度コンセッションのライセンスを全部やり直して、入札をして、もう一度発給しなおしている。その後、現在では、その実績を見ながら、継続してライセンスを出したり、任せて大丈夫だと判断できるところにライセンスを発給したりしている。半島部では、いちいち入札をして審査をする。サラワクはどうかといったときに、私たちには公表してくれない。ちなみに、WWF さんの現地の事務所の方が聴いても同じだった。その辺がやはり EU の側からみると、しっかりとした仕組みになっていないというような評価を受けているのではないかと私は考える。

富田：そういう意味では書面上は合法と言えるけど、DDS をやっていくともしかしたら問題は出てくるのかもしれないという理解でよいだろうか。

佐々木：どこまでどう求めるかといことだ。合法かどうかというのであれば、足りないところがある法律だとしても、法は守っている。それから、さきほど貿易の話があったが、2016 年にマレーシアは貿易額 221 億リングットの木材関係の製品を出している。EU はどのくらいかという話だったが、うちの報告書は国別輸出額のベスト 10 だけとって、他はその他に入れてしまっているのだから、EU という括りでは載っていないが、その中で日本は 37 億リングット、唯一ヨーロッパ向けでベスト 10 に挙がってくるのがイギリスで 8 億 9600 万リングット。輸出額からするとヨーロッパの方は少ない。

天野：それを聴いたのは、サラワクにインセンティブが働くだけのものがあるかということだ。例えば、日本とサラワクの間であればある程度働くが、EU の場合には難しいということか。

佐々木：実は、そこは EU の人たちが、FLEGT をマレーシアでやっていくときに、非常に辛抱強く頑張っているところだ。実際の貿易の実績は昔から上がっていない。ただ、マレーシアは今でもイギリスとの関係は政治的にもある。そこら辺の絡みもあってマレーシアはやらないというわけにはいかなかったのだと思う。実は、FLEGT をマレーシアに導入する際に EU が行った説明会に、私は EU のメンバーということで呼ばれて、スピーカーとして一緒にマレーシア国内を回ったが、その時も、現地の方は、なぜそれほど販売しないようなところに努力をしなければならないのかという疑問は呈していた。ただ、この他にも近いところだと、オーストラリア、それから今輸出が拡大しているのはアメリカあたりでは、内装材等々で薄物の合板を出したりしていて、そういうところに広がってきているので、それを考えると潮流に乗り遅れるとよくないのではないかという現実的な判断はあるのだと思う。

橋本：PEFC にお伺いしたい。前回のヒアリングでいただいているご説明と違うところがあるので、クラリフィケーションということで、6 番目のスライドについて伺いたい。「問題のある出処」の読み方についてだが、(a) と (b) は法律に関することをみて、(c) と (d) は法律に関わらずそれ以外のところをみているように感じるが、(a)

についても、「下記の分野に関連する森林に関わる行為で、条例、国法、または国際法」とあり、何かリーガルに違反している場合はみまずよという風にみえるが、(a)というのは、法律上いいことになっていても追加のデュー・ディリジェンスを行っているというご説明を頂いたという理解でよいのか。というのは、前回のヒアリングだと、特に (a) と (b) の読み方をもって、PEFC の管理材は合法性のみをみているのではないかという見解をいただいていたと思うので、そこをクラリフィケーションというか読み方を教えていただければと思う。

中川：(a) についてはそこに書いてあるように、条例、それぞれの国の法律、国際法を遵守しないということで、この下に掲げるものに該当する場合は問題があるということになる。(b) については関税等の法律ということ。(c)・(d) については、法律はないが私どもの規格の中でこういうものを決めているので、そういうものに基づいてやっていくという形である。

橋本：(d) の 1 次林というところは、我々がイメージする 1 次林は基本ない。天然林というのはあるだろうけど、1 次林というのは、もうないだろうというイメージだが、そういうイメージの 1 次林のことか。

中川：1 次林とは基本的には人の手の入っていないものだが、事実上そういうものはなくて、少し形跡があるものも含まれるとご理解いただきたい。

橋本：かなり程度のよい天然林というぐらいの意味合いか。

中川：程度の良いというか、かなり厳正に保存されているという感じで、人間が社会生活を送っているので、全く手の入らない森林はなかなかないのではないか。ただ、普通の施業、天然更新あるいは択伐とかそういう施業をやっていない森林。人が入った形跡はあってもかなり厳正に保存されている森林ということでご理解いただきたい。

鮫島：1 点補足したい。今、サラワクの事業者は 70%ミックスの PEFC 材を出しているが、日本からダイヤモンドあればいつでも 100%の PEFC 材を出すとやっている。ミックス材であるため認証コンセッション以外のリスクがある木材が混入している可能性が議論されているが、単に日本側から 100%でなければならぬという需要がないから 70%で出しているだけだと事業者は言っている。

秋月：委員の皆様、ヒアリングにご協力いただいた 5 人の報告者に感謝する。

事務局には、本日のご説明やご意見を整理していただきたい。

### **3. 今後の予定について**

事務局：次回の WG のご案内は後日お送りする。内容としては、木材を調達する商社等からのヒアリングを予定している。また、通報受付窓口の実施状況についてご報告することも予定している。このほか、数点ご報告がある。組織委員会では、このたび、国連

のグローバルコンパクトに署名した。これを機に、持続可能な社会の実現に向けて一層努力したい。また、通報受付窓口の助言委員会の委員候補者については、先週公表されたことをご報告する。